

経営所得安定対策等のあらまし

経営所得安定対策は、「産業政策」の観点から見直しが実施され、米の直接支払交付金は30年度に廃止されます(29年度まで交付)。水田活用の直接支払交付金は、食料自給率・自給力の向上を図るため、引き続き実施されます。

1 推進体制

神戸市西水田農業推進協議会は、神戸市農業活性化協議会の構成団体として事業を推進します。
 経理担当事務局：JA 庶務担当事務局：神戸市

2 米の需給調整(生産調整)

米の需給調整は、25年産から農業者個人の経営判断により行うこととなりました。
 米の交付金は、米の需給調整を実施した農業者に交付されます。
 米の交付金を受け取らない場合は、数量目標にとらわれず作付けすることができます。

3 生産数量目標の配分

当初配分として、農業者ごとに生産数量目標の仮配分をしています。
 以降の目標調整は、農会で行います。(6月確定)

4 スケジュール

※提出書類は、農会長会を通じてその都度お知らせします。

27年度											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	米の数量目標確定 ☆								米の交付金交付	水田活用の交付金交付	
交付申請書の提出 野帳照合	→			対象作物確認票の提出 地力作物作業日誌の提出	→		野菜等の販売確認 販売実績報告書の提出				
					改善計画書の提出	→					

スケジュールは目安です。

* 交付金の交付の基礎となった証拠書類は、事業の翌年度から5年間保存してください。

神戸市西水田農業推進協議会事務局

神戸市産業振興局農政部農業振興センター 〒651-2124 神戸市西区伊川谷町潤和 1058 番地 Tel 975-5800 Fax 975-6828	JA 兵庫六甲神戸西営農総合センター 〒651-2266 神戸市西区平野町印路 660-1 Tel 961-1277 Fax 961-2641
--	--

米の直接支払交付金

(29年度まで)

1 交付単価 7,500円/10a

2 交付対象者

- 米の生産数量目標に従って、販売目的で主食用米を生産する販売農家、集落営農組織
 - 販売農家とは・・・水稲共済加入者または出荷・販売の実績がある方
 - 集落営農組織・・・規約や代表者を定める。米の生産販売について共同販売経理を行う。共済資格団体として水稲共済に加入する。 など

不作付地改善計画書

不作付地（調整水田、自己保全、休耕など）がある場合は、市に「改善計画書」を提出し、認定を受けることが必要です。（不作付地が1筆のうちの一部の場合は不要）

前年度までに認定を受けた方は、新たに発生した不作付地のみ作成する。



改善計画書の提出後3年以内に作付けが行われず、不作付けとなることが確実な水田は、それ以降、交付対象水田から除外されます。ご注意ください。

（例）24年度提出分 → 目標（3年後）27年度

27年度に不作付の場合、交付対象水田から除外される。（*一部例外もあります。）

3 交付対象面積

主食用米の作付面積から自家飯米等に供される分として一律に10aを差し引いた面積となります。（醸造用玄米は10a控除の対象外）（集落営農組織の場合は、組織全体で10aのみ控除）

販売権を含む農作業受委託（「特定農作業受委託」といいます。）は、受託者側の作付面積に算入されます。（作業受委託契約書を提出）

※ 交付対象面積は、1a未満は切り捨てとなります。

畑作物の直接支払交付金

麦、大豆、そば、なたねの出荷・販売者が対象。（詳細は省略）

麦、大豆、そばは農産物検査必要

営農継続支払

前年産生産面積と当年産予定面積
のいずれか小さい方の面積が対象

麦、大豆 20,000円/10a

そば 13,000円/10a

数量払

当年産の出荷・販売数量が対象

※ 27年度からは、認定農業者、集落営農、認定就農者に対象者が限定されます。

水田活用の直接支払交付金 (転作作物に交付)

食料自給率・自給力向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色のある魅力的な製品の産地づくりに向けた取り組みを支援し、水田のフル活用を図ります。

1 交付対象者 販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家，集落営農

2 交付対象

- ・米の生産数量目標の達成にかかわらず助成の対象となります。
- ・当該年度内（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に収穫するものが対象です。
- ・販売目的で生産し、出荷・販売を行うこと。（但し、地力増進作物は交付対象となる）
- ・対象作物ごとに販売の確認を行います。後日、実績報告書、販売伝票等を提出いただきます。

<注意事項>

- ・捨てづくりには交付されません。
- ・自家菜園、貸し農園及び不作付地（調整水田、自己保全等）は交付対象外です。
- ・自然災害等により収穫が皆無となった場合や販売ができなくなった場合には、栽培日誌や写真等を提出していただき、現地確認や聞き取り調査などにより通常の肥培管理が行われたことを確認します。
- ・原則として7月1日現在の権利者に交付されます。
販売権を含む農作業受委託の場合は、受託者に交付されます。（作業受委託契約書を提出）

戦略作物助成 (1水田あたり1作物に限る)

- 麦・大豆・・・・・・・・出荷契約、販売契約を締結し、出荷・販売を行うこと。
直売（自家加工を含む）の場合は、計画書を作成すること。
- 飼料作物・・・・・・・・利用供給協定等を締結（自家利用の場合は自家利用計画書）
- WCS用稲・・・・・・・・新規需要米の認定を受けること。
- 加工用米・米粉用米（数量契約）・・・・・・・・必ず出荷できる数量を契約してください。
* 作況により数量の補正が行われる場合があります。
- 飼料用米・・・・・・・・ほ場を特定し、その全収穫物を出荷してください。

産地交付金

- ・戦略作物以外の作物（野菜・花き等）・・・出荷、販売を行うこと。（販売伝票等を提出）
- ・地力増進作物・・・・・・・・通常の管理を行うこと（作業日誌を提出）